

大阪府循環型社会形成推進条例新旧対照表

参考資料

資料5 - 3

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第七章 雑則（第五十一条 第五十七条）</p> <p>第八章 罰則（第五十八条 第六十一条）</p> <p>第一章～第六章（略）</p> <p>第七章 雑則</p> <p>第五十一条～第五十三条（略）</p> <p>（廃棄物処理法に基づく命令に違反した者等の公表）</p> <p>第五十四条</p> <p>2 知事は、廃棄物処理法第九条の二第一項、第九条の三第三項若しくは第九項、第十五条の二の六、第十五条の十九第四項又は第十九条の三の規定による命令（第九条の二第一項、第九条の三第九項及び第十五条の二の六の規定に係る場合にあつては、改善に係るものに限る。）を受けた者が、正当な理由なく当該命令に違反したときは、当該命令に違反した者の氏名又は名称、住所及び当該命令の内容を公表することができる。</p> <p>3 知事は、廃棄物処理法第九条の二第一項、第九条の二の二第一項若しくは第二項、第九条の三第九項、第十二条の六第三項、第十四条の三（第十四条の六において準用する場合を含む。）、第十四条の三の二第一項若しくは第二項（第十四条の六において準用する場合を含む。）、第十五条の二の六、第十五条の三第一項若しくは第二項、第十五条の五の六、第十九条の六第一項、第十九条の十第一項又は第二十一条の二第二項の規定による処分（第九条の二第一項、第九条の三第九項及び第十五条の二の六の規定に係る場合にあつては、改善に係るものを除く。）をしたときは、当該処分を受けた者の氏名又は名称、住所及び当該処分の内容を公表することができる。</p> <p>3 前条第六項の規定は、前二項の規定による公表について準用する。</p>	<p>目次</p> <p>第七章 雑則（第五十一条 第五十六条）</p> <p>第八章 罰則（第五十七条 第六十条）</p> <p>第一章～第六章（略）</p> <p>第七章 雑則</p> <p>第五十一条～第五十三条（略）</p> <p>（廃棄物処理法に基づく勧告に従わない者等の公表）</p> <p>第五十四条</p> <p>2 知事は、廃棄物処理法第九条の二第一項、第九条の三第三項若しくは第九項、第十五条の二の六、第十五条の十九第四項又は第十九条の三の規定による命令（第九条の二第一項、第九条の三第九項及び第十五条の二の六の規定に係る場合にあつては、改善に係るものに限る。）を受けた者が、正当な理由なく当該命令に違反したときは、当該命令に違反した者の氏名又は名称、住所及び当該命令の内容を公表することができる。</p> <p>3 知事は、廃棄物処理法第九条の二第一項、第九条の二の二第一項若しくは第二項、第九条の三第九項、第十四条の三（第十四条の六において準用する場合を含む。）、第十四条の三の二第一項若しくは第二項（第十四条の六において準用する場合を含む。）、第十五条の二の六、第十五条の三第一項若しくは第二項、第十五条の五の六、第十九条の六第一項又は第二十一条の二第二項の規定による処分（第九条の二第一項、第九条の三第九項及び第十五条の二の六の規定に係る場合にあつては、改善に係るものを除く。）をしたときは、当該処分を受けた者の氏名又は名称、住所及び当該処分の内容を公表することができる。</p> <p>4 前条第六項の規定は、前三項の規定による公表について準用する。</p>

改正後	<p>第五十五条 第五十二條第六項の規定は、廃棄物処理法第十二條の六第一項の規定による公表について準用する。</p> <p>第五十六條・第五十七條（略）</p> <p>第八章 罰則</p> <p>第五十八條～第六十一條（略）</p>
改正前	<p>第五十五条・第五十六條（略）</p> <p>第八章 罰則</p> <p>第五十七條～第六十條（略）</p>